

◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(防衛出動手当) 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手当基本手当は、防衛出動に係る事態の特性を考慮し、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。</p> <p>4～7 〔略〕</p> | <p>(防衛出動手当) 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手当基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。</p> <p>4～7 〔略〕</p> |